

契約手続の不備及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>東高等学校</p>	<p>下記の契約締結において、大阪府財務規則第68条第3号を適用して契約保証金を免除していたが、契約保証金免除申請書を確認したところ、契約金額の7割に満たない履行実績が含まれており適用条件を満たしていなかった。</p> <p>また、当該契約の検査については、契約代金が150万円を超えていることから検査調書を作成する必要があったが作成していなかった。</p> <p>契約名称：プールろ過装置修理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約金額：1,859,000円（7割の契約金額は、1,301,300円） 2 過去2年間の数回以上の契約実績 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2,079,000円 (2) 710,600円 (3) 482,000円 3 工事完了日：令和6年8月15日 検査日：令和6年8月15日 	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【令和7年5月1日付け改正前の大阪府財務規則】 (契約保証金の免除) 第68条 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 三 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(検査) 第69条 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第68条関係 1 規則第68条第3号中「種類」とは、土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、その他これらに含まれない工事については専門工事（建設業法の別表に掲げるもの）の区分、船舶（建造及び修理）等をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の7割に相当する金額以上のものとする。また、「数回以上」とは、2回以上をいう。 (以下略)</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）